平成２３年（フ）第７１９号
大阪府和泉市鶴山台１丁目23番２号
破産者　シャディサラダ館和泉鶴山台店こと
呉林　守男
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２７３号
神戸市北区中里町１丁目８番地の290
破産者　筋　　和雄
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３２号
大阪府堺市北区東三国ヶ丘町５丁目３－８－41号室、住民票上の住所神戸市中央区割塚通５丁目２番21ー502号
破産者　横山　孝博
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７４号
広島市南区比治山本町９番１―902号
破産者　村田　祥子
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８７号
広島市西区己斐上５丁目25番２号
破産者　岡本　錠二
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８８号
広島市西区己斐上５丁目25番２号
破産者　岡本真理子
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０９号
広島市西区井口台２丁目１番61―504号
破産者　小村かづみ
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１２号
広島県福山市神辺町字徳田760番地３、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地168
破産者　増田　宅司
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２６号
青森市北金沢１丁目６番９号
破産者　立田　輝雄
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田70番地16
破産者　奥谷智保子
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
静岡県裾野市石脇376番地の12、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市山際190番地10
破産者　子安　大介
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５６号
千葉県富津市青木1249番地10
破産者　鎌田　　聡
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３４号
相模原市中央区相生２丁目12番５号、住民票上の住所相模原市中央区千代田７丁目４番21号
破産者　佐藤　健二
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４３号
東京都町田市常盤町3175番地９　グリーンハイツ101、住民票上の住所相模原市中央区田名7361番地23
破産者　宮田　　進
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４９号
相模原市中央区上矢部４丁目22番８号
破産者　三原　一令
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６号
神奈川県座間市小松原１丁目37番１―413号ゾンネンハイム第１南林間
破産者　裴　　眞範
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６９号
石川県羽咋郡宝達志水町免田２の部54番地１、従前の住所横浜市青葉区荏田町466番地６　エステートエダ201
破産者　岡山　武弘
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第７４号
山梨県上野原市大椚611番地フェリーチェ上野原
破産者　安留　文雄
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
山梨県上野原市秋山8673番地
破産者　安留　隆文
１　決定年月日　平成24年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係